

## お知らせ

## 県税からのお知らせ

## 不動産取得税（県税）について

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。納税通知書が届きましたら、銀行、郵便局の他、コンビニエンスストアなどで納めてください。

また、一定の要件を満たす住宅や住宅用土地を取得したときには、申告をすると不動産取得税が軽減され場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

◆問合せ先  
下北地域県民局 県税部 課税課  
☎ 022-8581 内線208

東北一斉 B型肝炎訴訟  
無料電話相談会

◆日時  
2020年1月25日（土）  
午前10時～午後6時

◆内容  
B型肝炎被害対策東北弁護団が、B型肝炎訴訟について、弁護士による無料電話相談を行います。（通話料はかかります）。

◆対象  
B型肝炎患者又はそのご家族（患者が亡くなっている場合は、その相続人）

◆電話相談の番号  
022-266-0184 /  
022-266-0185  
予約不要です。電話相談会日時に直接お電話下さい。

◆無料電話相談会についての問合せ先  
B型肝炎被害対策東北弁護団事務局（小野寺友宏法律事務所内）  
☎ 0120-76-0152

## 就活応援セミナー

◆日時  
2020年1月30日（木）  
11時～16時

◆会場  
ジョブカフェあおもり  
サテライトスポットむつ

◆対象  
45歳未満の若年求職者

◆内容  
・美文字編  
・ワード編  
・エクセル編  
13時45分～14時45分  
11時～12時  
12時30分～13時30分

◆参加料  
無料

## 蜜蜂を飼育されている方へ

## あおもり性暴力被害者支援センター設置

養蜂振興法の改正により、平成25年から、趣味で蜜蜂を飼育する場合でも飼育届の提出が必要になりました。

蜜蜂を飼育されている方は、所定の様式に必要事項を記載の上、令和2年1月31日（金）までに、住所地の地域県民局畜産担当課に提出して下さい。（手数料はかかりません）

※飼育届用紙は、青森県ホームページでダウンロードできるほか、地域県民局畜産担当課で配布します。

また、令和元年中に飼育届を提出された方については、地域県民局から直接用紙を郵送します。

## 青森県は、レイプや強制わいせつなど、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族などから相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートします。

◆性暴力被害専用相談電話  
「りんこの花ホットライン」  
☎ 017-777-8349

※専門の研修を受けた相談員が対応します。

◆相談受付時間  
月・水 10時～21時  
火・木・金 10時～17時  
(祝日・年末年始を除く)

◆問合せ先  
青森県青少年・男女共同参画課  
☎ 017-734-9228

※県が本センターの運営を委託している公益社団法人あおもり被害者支援センターでは、ボランティアの支援活動員を募集しております。活動に関心のある方は、左記へ直接お問合せください。なお、募集期間は、1月～3月となっています。

◆問合せ先  
青森労働局労働基準部  
労災補償課  
☎ 017-734-4115

## 肺がん、中皮腫など石綿関連疾病に罹った方への補償・救済のお知らせ

石綿を吸い込むことにより発症する疾には、肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水など呼吸器系疾病が多く、その潜伏期間は石綿を吸ってから30年以上と非常に長いことが特徴です。

これらの呼吸器系疾病が石綿を吸ったことが原因であると認定された方には、国が運営する労災保険制度もしくは石綿健康被害救済制度から各種給付を受けることができます。

もし皆さんのご家族の中で、仕事で石綿を取り扱い、又は吸ったことがある、肺がん、中皮腫等の呼吸器系疾病に罹った方、もしくは亡くなられた方がおられましたら、青森労働局労災補償課又はお近くの労働基準監督署へご相談下さい。

◆問合せ先  
(公社)あおもり被害者支援センター  
☎ 017-718-2085

◆問合せ先  
下北地域県民局地域農林水産部  
畜産課  
☎ 22-8581 内線242

詳しく述べ、「蜜蜂飼育届の義務について」を参照、又は下北地域県民局地域農林水産部畜産課までお問い合わせ下さい。